

令和5年第 11 回加賀市農業委員会定例総会

令和 5 年 11 月 27 日(月)

開会（午後 1 時 30 分）	
事務局（宮下）	<p>ご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。これより令和5年 第 11 回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員 14 名全員の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13 名のうち 11 名の出席をいただいております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、15 日に田端委員、事務局職員 2 名の計 3 名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは、中村会長に引き続き議事進行について、よろしくお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（中村会長）	<p>皆さん、こんにちは。（あいさつ等）</p> <p>それでは、令和5年第 11 回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p>
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>5 番 加納委員、6 番 新保委員を指名します。</p>
議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	<p>それでは議案の審議を行います。議案 第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局から説明し</p>

事務局（橋本）

てください。

議案第 37 号、[REDACTED] から農地法第 3 条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は 4 件です。

整理番号 1 番は、[REDACTED] の譲受人が [REDACTED] の農地を取得するものです。譲受人の農地取得後の経営面積は 684 a です。この農地は町内の譲渡人が所有していますが、労力不足により所有する農地を譲渡するものです。譲受人は、この農地を以前より譲渡人から借り受けて耕作していたもので、今回取得することとなったものです。

整理番号 2 番は、[REDACTED] の譲受人が町内の農地を取得するものです。譲受人の農地取得後の経営面積は 229 a です。この農地は町内の譲渡人が所有していますが、労力不足により所有する農地を譲渡するものです。譲受人は水稻を主に農業を経営しており、自宅や耕作地に近い農地を取得するものです。

整理番号 3 番は、[REDACTED] の譲受人が町内の農地を取得するものです。譲受人の農地取得後の経営面積は 15 a です。この農地は町内の譲渡人が所有していますが、高齢化による経営縮小により所有する農地を譲渡するものです。譲受人は野菜を主に農業を経営しており、自宅や耕作地に近い農地を取得するものです。

整理番号 4 番は、[REDACTED] の借受人が町内の農地を使用貸借するものです。借受人の農地借入後の経営面積は 1,135a です。この農地は町内の貸付人が所有していますが、経営移譲年金の受給のため 10 年間使用貸借するものです。借受人は同居の親族であり、以前より貸付人から借り受けて耕作していたもので、再度使用貸借することとなったものです。

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>以上、この案件は資料2の調査書の通り、農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問等なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案 第37号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p>議案第38号 農用地利用集積計画（案）の決定について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（中島）</p>	<p>それでは、議案 第38号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明してください。</p> <p>加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。今月の申請は所有権の移転が1件 面積が9,612㎡です。又、利用権の移転は1件 15筆、利用権の新規は1件 27筆で、この2件の合計面積 28,283㎡となる集積計画案です。</p> <p>整理番号1番の所有権移転の案件については、農業経営基盤強化促進法による利用権設定等促進事業により、所有権の移転を申請するものです。</p> <p>整理番号2番は、いしかわ農業総合支援機構を仲介して、耕作者の変更移転を申請するものです。</p> <p>整理番号3番はいしかわ農業総合支援機構を仲介して、農地の使用貸借を申請するものです。</p> <p>以上この3件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項、各号要件を満たして</p>

議長（中村会長）	おり、適切と考えます。説明は以上です。
議長（中村会長）	それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。 (意見、質問等なし)
議長（中村会長）	ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案 第 38 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。

議案第 39 号 農地転用許可後の事業計画変更申請について

議長（中村会長）	次に、議案 第 39 号農地転用許可後の事業計画変更申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、田端委員から報告をお願いします。
田端委員	それでは報告します。去る 11 月 15 日に私と事務局職員 2 名、計 3 名で現地確認調査を行いました。 整理番号 1 番の転用目的は事務所及び宅地造成です。生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。
議長（中村会長）	それでは、事務局から説明してください。
事務局（橋本）	1 番は [REDACTED] にあり、転用目的を変更するものです。事業者は不動産業を営んでおり、アパートを建設する目的で令和 5 年 6 月に 5 条許可を受けましたが、その計画を変更し令和 5 年 9 月に事業計画変更承認を受け、その後再度計画を変更して事務所及び宅地造成するものです。申請地は準住居地域にあるため、第 3 種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。説明は以上です。

議長（中村会長） 能登委員	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 今回 2 回目の事業計画変更になりますが、短い期間にまた計画変更するのはどうしてですか。
事務局（橋本）	現在の社会情勢による資材の高騰が影響し、貸店舗を建設しても採算性が見合わないとのことです。
議長（中村会長）	ほかにご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案 第 39 号農地転用許可後の事業計画変更申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手全員)
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。

議案第 40 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議長（中村会長）	次に、議案 第 40 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について事前に現地確認調査を行っていますので、田端委員から報告をお願いします。
田端委員	整理番号 1 番の転用目的は資材置場建設です。1 番は既に資材置場が建設されていました。雨水は浸透させる計画です。譲渡人からは始末書が提出されています。周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。
議長（中村会長）	それでは、事務局から説明してください。
事務局（橋本）	整理番号 1 番は [] にあり、田、面積 412 m ² 、転用目的は資材置場建設です。この案件は、昭和 50 年ごろに [] を建設したもので、隣接地は平成 11 年に資材置場として 4 条許可を受けていましたが、申請地は許可を受けていなかったことが判明したものです。申請地は農地の広がりか 10ha 未満の農地の一部であることから第 2 種農地と判断されますが、集落に接続してい

議長（中村会長）	<p>るため原則許可に該当するものと考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 （意見、質問等なし）</p>
議長（中村会長）	<p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案 第40号 農地法第4条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手多数）</p>
議長（中村会長）	<p>賛成多数により、適切と認めます。</p>

議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（中村会長）	<p>次に、議案 第41号 農地法第5条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っておりますので、田端委員から報告をお願いします。</p>
田端委員	<p>整理番号1番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は浄化槽で処理し雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>2番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は浄化槽で処理し雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>3番の転用目的は駐車場建設です。3番は既に駐車場が建設されておりました。雨水は道路側溝に流す計画です。譲渡人からは始末書が提出されています。</p> <p>4番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は下水道に接続し雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>5番の転用目的は自己住宅建設です。生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。</p>

<p>議長（中村会長） 事務局（橋本）</p>	<p>6番の転用目的は自己住宅建設です。生活排水は農業集落排水に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>7番の転用目的は事務所兼倉庫建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は浄化槽で処理し雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>以上7件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>整理番号1番は [REDACTED] にあり、畑、2筆、面積計 481 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、実家近くの申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、第一種低層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>2番は [REDACTED] にあり、畑、2筆、面積計 550 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、夫の実家近くの申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、農地の拡がりか 10ha 未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>3番は [REDACTED] にあり、畑、面積 214 m²、転用目的は駐車場建設です。この案件は既に一部駐車場として利用されているものです。譲受人は近隣に居住しており、申請地を贈与され駐車場を建設するものです。申請地は、第一種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>4番は [REDACTED] にあり、田、面積 278 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になった</p>
-----------------------------	--

ため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、第2種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

5番は [] にあり、田、面積 369 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は現在の住居が手狭になったため、申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、準工業地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。

6番は [] にあり、田、面積 274 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人は将来的な両親の介護のため、実家近くの申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、農地の拡がりか 10ha 以上の農地の一部であることから第1種農地と判断されますが、集落に接続しており他に代替地もなかったため、許可相当に該当するものと考えます。

7番は [] にあり、田、面積 472 m²、転用目的は事務所兼倉庫建設です。譲受人は [] を営んでおり、既存の事務所が老朽化し手狭になったため、申請地を購入して事務所兼倉庫を建設するものです。申請地は、農地の拡がりか 10ha 未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。説明は以上です。

議長（中村会長）

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。
(意見、質問等なし)

議長（中村会長）

ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。
議案 第 41 号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長（中村会長）

全会一致により、適切と認めます。

議案第 42 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について

議長（中村会長）

次に議案 第 42 号農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について、事務局から説明してください。

事務局（中島）

加賀市長より農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更による農用地区域からの除外について意見を求められているので、その除外についての意見をお諮りします。

今回の申請は 1 件 1 筆 685 m²の事案です。

申請人の実父である [] で誕生し、昭和 49 年より [] に自己住宅を建て居住、現在は親戚の農業を手伝いながら [] に励んでいます。

申請人である [] は加賀市に勤務しており、[] の住宅に 5 人家族で住んでいます。実父夫婦 [] は高齢であり将来の介護が不安となっていたことから、申請人夫婦 [] に移住を決めました。しかし、実家は 5 人家族が移住し介護するには狭く、敷地内で新たに増築するのも困難なことから、実家に近い用地を確保する必要が生じました。このため、実家の隣接地に実父の養父 [] が所有している [] の農地を代替地として選定、農用地区域からの除外を申請するものであります。

この申請地は、自己住宅の敷地として必要最小限の面積を有しており、集落中心部から西側の端に位置するなど周辺の農地に対する影響は最小限に留めており、又、土地改良事業完了より 8 年以上経過しています。

以上、農業振興地域に関する法律の第 13 条第 2 項第 1 号から 6 号までの要件についての判断は適当であると考えます。説明を終了します。

議長（中村会長）

只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。
(意見、質問等なし)

議長（中村会長）	なければ、これより採決に入ります。 議案 第 42 号農業振興地域整備計画変更に係る意見の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 （挙手全員）
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。

報告 第 20 号 農地貸借の合意解約について

議長（中村会長）	次に、報告 第 20 号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。
事務局（中島）	農地貸借の合意解約の届出がありましたので報告いたします。今月の届出はこの1件で、合計2筆 2,359 m ² の面積です。 この件は加賀市の計画のもと、平成 27 年 7 月と平成 29 年 7 月にそれぞれ 10 年間の賃貸借の利用権設定でした。その計画内容に対し、今回、双方の合意による解約申請書が提出されたものです。 以上、この件についての解約条件は無く、土地の引き渡しについても問題が無く妥当と考えます。説明は以上です。 只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。
議長（中村会長）	（意見、質問等なし）
議長（中村会長）	ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、終わります。

報告 第 21 号 農地利用最適化活動について

議長（中村会長）	次に、報告 第 21 号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。 （委員からの報告）
議長（中村会長）	その他事務連絡については、事務局から報告してください

	い。
事務連絡	
事務局（宮下）	その他資料（資料3）当面の日程のみを説明 （活動実績等を報告）
議長（中村会長）	ほかに何かありませんか。 なければ、以上をもちまして、令和5年 第11回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。
閉会（午後2時49分）	